

併設型

(介護予防) 短期入所生活介護事業所 かのこ

運営規程

社会福祉法人来島会

(介護予防) 短期入所生活介護事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人来島会が開設する指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「施設」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所生活介護の運営の方針)

第2条 施設は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重すると共に、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築けるよう、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の実施にあたっては、関係市町、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 前項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例26号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

第3条 施設は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築けるよう、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が

行うことを基本としたサービス提供に努める。

- 4 前項のほか「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例26号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営)

第4条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の施設において一体的に運営するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第5条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 (介護予防) 短期入所生活介護事業所
(2) 所在地 今治市宮ヶ崎甲 700番地1

(利用定員)

第6条 施設の利用者の定員は10人とし、ユニット数1とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 施設に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 職種及び員数（特別養護老人ホーム含む）

職 種	人 員	
	特別養護老人ホーム	短 期 入 所
施設長（管理者）	1名（兼務）	1名（兼務）
介 護 職 員	9名以上	4名以上
看 護 職 員	1名以上	
生 活 相 談 員	1名	
機能訓練指導員	1名	
管 理 栄 養 士	1名	
医 師（嘱 託）	1名	

*必要に応じて員数を変更する場合があります。

② 職務内容

- (1) 施設長（管理者）：職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 介護職員：利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。
- (3) 看護職員：利用者の健康管理及び自立的な日常生活を営むための支援、施設の衛生管理等の業務を行う。

- (4) 生活相談員：利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
 - (5) 機能訓練指導員：利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
 - (6) 管理栄養士：給食業務の管理にあたる。
 - (7) 医師(嘱託)：利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、施設の運営上、必要な職員を置くものとする。
また、必要に応じて員数を変更する場合がある。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (4) 施設は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続し

て入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (5) 施設は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第10条 介護報酬告示上の額とし、施設が法定代理受領サービスを提供する場合には、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
1日につき 1,445円とする。ただし、朝食 395円、昼食（おやつ）525円、夕食 525円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。
- (2) 滞在に要する費用
ユニット型個室 1日につき 2,066円
- (3) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用
パン代 110円
その他の特別食 実費
- (4) 理美容に要する費用
実費
- (5) テレビレンタル料
1日につき 500円
- (6) 電化製品持込料
1日につき 100円
- (7) 送迎費
通常の送迎の実施地域【今治市（島しょ部を除く）】を超えて送迎を行った場合は1kmにつき37円。有料道路等はその実費。
- (8) キャンセル料
前日17時以降のご連絡の場合 食費、居住費の100%の額
利用予定日当日でのご連絡の場合 食費、居住費の100%の額
利用予定日当日までご連絡のない場合 食費、居住費の100%の額
- (9) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
実費
- イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用
実費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

ただし、前項第1号から第3号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は今治市（島しょ部を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 利用者は、施設に危険物を持ち込んではならない。
- (3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 施設は、指定短期入所生活介護等を提供した際には、当該指定短期入所生活介護等の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護等について法第41第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 施設は、指定短期入所生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第14条 施設は、指定短期入所生活介護等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第15条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 施設は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則身体拘束等は行わない。ただし、「切迫性」「非代替性」「一時性」に鑑み、緊急やむを得ないと判断される場合についてのみ、家族の同意を得たうえで拘束を行うことがある。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、常に観察、再検討し要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束等を解除するものとする。
- 4 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第17条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることとする。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- (3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施することとする。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(非常災害対策)

第18条 施設は、非常災害に関する具体的な対応計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携

に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第20条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 当該施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(事故発生時の対応)

第21条 施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、その損害の発生については、利用者に故意又は過失が認められる場合には、その程度に応じて施設の損害賠償責任は軽減されます。

* 損害賠償責任に関する対応：(東京海上日動火災株式会社)

(苦情処理)

第22条 施設は、提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 施設は、提供した指定短期入所生活介護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 施設は、提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(秘密保持等)

- 第23条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 施設は、職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
 - 3 施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(掲示)

- 第24条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示するものとする。
- 2 施設は、重要な事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができるものとする。
 - 3 施設は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(地域との連携等)

- 第25条 施設は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護等に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(地域等との連携)

- 第26条 施設は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及

び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第27条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（記録の整備）

第28条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備して、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 第13条の規定による提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第14条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第16条の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 第21条の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第22条の規定による苦情の内容等の記録

附 則

この運営規程は平成26年4月1日から施行する。

この運営規程は平成27年4月1日から改定・施行する。

この運営規程は平成27年8月1日から改定・施行する。

この運営規程は平成28年4月1日から改定・施行する。

この運営規程は平成29年4月1日から改定・施行する。

この運営規程は平成30年4月1日から改定・施行する。

この運営規程は平成31年4月1日から改定・施行する。

この運営規程は令和元年10月1日から改定・施行する。

この運営規程は令和2年4月1日から改定・施行する。

この運営規程は令和3年4月1日から改定・施行する。

この運営規程は令和3年8月1日から改定・施行する。

この運営規程は令和5年4月1日から改定・施行する。

この運営規程は令和6年4月1日から改定・施行する。

この運営規程は令和6年8月1日から改定・施行する。

この運営規程は令和7年4月1日から改定・施行する。